平成２３年（フ）第５３４号
愛知県額田郡幸田町大字芦谷字北屋敷50番地２、従前の住所愛知県大府市共和町４丁目165番地
債務者　宇都野樹美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
北海道根室市汐見町１丁目41番地
債務者　新保　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１４６３号
東京都多摩市愛宕２丁目２番地６―201
債務者　渡邊　雄太
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８５３号
横浜市港南区下永谷４丁目22番１―106号
債務者　松浦貞江こと　薛　　貞江
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８８号
横浜市戸塚区下倉田町1124番地　田園コーポ403号
債務者　露木　政子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９号
千葉県東金市台方441番地３、開始決定時の住所千葉県東金市台方1231番地９
破産者　齋藤　　巖
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１８９号
神奈川県平塚市代官町22番23―304号　ジュネパレス平塚第18
破産者　杉本　正邦
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６００号
石川県野々市市三日市町372番地３
破産者　鈴永千鶴子
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
金沢市山科町午40番地１
破産者　中村紀代子
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
金沢市粟崎町３丁目181番地
破産者　金岡　　宏
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４４２号
山梨県南アルプス市田島994番地
破産者　望月　秀雄
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
山梨県北杜市須玉町若神子647番地４
破産者　入戸野富雄
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
長野県下伊那郡阿智村春日1506番地８　スプリングデイズ106号、開始決定時の住所長野県飯田市山本3467番地
破産者　太田　耘平
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第２９号
長野県飯田市東新町２丁目１番地１
破産者　竹松　　進
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１５４４号
大阪市北区本庄西３―12―３　インベスト北梅田501号室、開始決定時の住所大阪市住之江区御崎６丁目２番２―1103号
破産者　前田　　誠
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２３７号
大阪市東淀川区小松４丁目12―３　ヴィッツ・コート小松205号室、開始決定時の住所大阪市北区黒崎町14番４号
破産者　池田武司こと　韓　　在導
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部